

事前のお知らせ



～債務の一括返済資金と新たな資金を併せて融資～
「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」で
中小企業の資金繰りを支援します！

と き 5月6日(木)から受付開始

と ころ 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階

区は、5月6日（木）から、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた区内の中小企業等を対象に、練馬区産業融資あっせん制度による旧債務（新旧債務一本化貸付を除く）を一括返済するための資金に、新たに必要になる資金を併せて一本化する「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」を実施する。

区が利息の一部（1.8%）を負担し、利用者負担利率（0.2%）を低くすることで、事業者の返済負担額の軽減と、計画的な返済につなげ、中小企業等の事業継続を支援する。

また、事業者の利便性を図るため、区の産業融資あっせん制度で初めて電子申請による受付を導入する。

【特別貸付の概要】

1 対象事業者

区の産業融資あっせん制度を利用して融資を受け、以下の要件を満たしている事業者

- (1)練馬区産業融資あっせんの普通貸付の要件を満たしている。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の1か月の売上げが、前年同月と比較して20%以上減少している。※前年同月にすでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、前々年同月との比較が可能。
- (3)練馬区産業融資あっせん制度による旧債務（新旧債務一本化貸付を除く）を一括返済するための資金に、新たに必要になる資金を併せて一本化すること。
- (4)新型コロナウイルス感染症対応特別貸付の融資実行後6か月以上（その他債務については1年以上）経過していること（運転資金扱いとする）。

2 内容

- (1)貸付限度額 2,500万円（運転資金）
- (2)貸付期間 1,000万円までは7年以内、1,000万超は10年以内
※据置期間24か月以内を含む
- (3)利率 2.0%（利用者負担0.2%、区負担1.8%）
- (4)返済方法 固定金利、元金均等払い
- (5)信用保証料 利用者負担
- (6)受付期間 5月6日（木）から10月29日（金）まで

3 受付方法

練馬区経済課融資係へ郵送、金融機関による代行申請および電子申請にて受付を行う。

〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階

電話03-5984-2673

【問い合わせ】 練馬区 経済課 融資係 電話 03-5984-2673